

六稜同窓会  
六稜WEB投稿規定

第1条 目的

本規定は「六稜同窓会 Web ページ」の会員投稿ページへの投稿規定を定める。

第2条 投稿管理

1 投稿の管理は同窓会が行う。

第3条 投稿資格取得

1 投稿するものは六稜同窓会の会員でなければならない。

2 六稜同窓会の会員でないもので1名以上の六稜同窓会理事の推薦があり、同窓会が承認した場合は投稿できるものとする。

3 投稿する者は「ID」「パスワード」を申請して承認を受けなければならない。

4 「ID」「パスワード」を申請する者は会費を納入していなければならない。ただし、同窓会会員で会費免除になる者、および同窓会会員でない場合で投稿を許されている者はこの限りでない。

5 申請の受付や承認あるいは取消はすべて同窓会が行う。

第4条 投稿範囲

1 投稿できる範囲は別途別の規定で定める。

第5条 投稿規定

1 下記の投稿は禁止する。

- ・ 個人や団体の人権を誹謗するもの
- ・ 個人情報を取り扱うもの
- ・ 宗教等の布教
- ・ 選挙を含む政治活動
- ・ 個人や企業の販売を目的とした宣伝
- ・ 六稜同窓会とはいかなる関係のない内容
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 著作権法に違反するもの
- ・ 法律で禁止されている行為
- ・ その他不適切と判断されるもの
- ・ 同窓会の指示に従わないもの

2 前記の規定に触れると判断された投稿を発見した場合は、同窓会は投稿者に連絡無く、直ちに削除する。

## 第 6 条 投稿資格の消滅

1 下記のいずれかに該当する場合は投稿者としての資格を失うものとする。

- ・ 物故者として事務局に届けがあり、六稜会員でなくなった者
- ・ 投稿規定に著しく違反をし、改善の余地がないと判断される者
- ・ 会費の納入が滞った者
- ・ 第3条の2の規定により六稜関係者として承認を受けた場合で、もはや投稿の必要性がなくなった者

2 投稿資格を失った者に対しては、同窓会はただちにその「ID」と「パスワード」を削除しなければならない。

3 同期会あるいはクラブとして投稿資格を取得している場合にその管理者が上記規定で資格を失った場合、ただちにその代替者を指名しその旨同窓会に届けなければならない。

## 第 7 条 投稿内容の使用権

1 投稿した内容の責任はすべて投稿者にあり、同窓会は一切の責任はないものとする。

2 同窓会は、投稿した内容の一部あるいはすべてを、投稿者の許可無く使用することができる。また投稿者は投稿する時点で同窓会がその使用する権利を認めたものとする。

3 同窓会は投稿した内容を使用する際に、投稿者の意図を変更しない範囲で内容の一部を変更することができる。

## 第 8 条 当規約の変更

1 当投稿規定は、同窓会理事会の承認によって変更できるものとする。

以上